

「(仮称) 稲子峠ウインドファーム環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、東北電力株式会社及び株式会社 GF が、宮城県刈田郡七ヶ宿町及び福島県福島市において、最大で出力 58,800kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)では、「2050 年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

一方、対象事業実施区域及びその周辺では、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく天然記念物に指定されているイヌワシの飛翔及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカ等の生息が複数確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺では、サシバ、ノスリ等の渡りの飛翔が確認されている。

さらに、対象事業実施区域のほぼ全域が森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく水源かん養保安林に指定されている。

加えて、対象事業実施区域内に住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、事業者が参考とした参照値を超過している。

以上を踏まえ、本事業計画の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 土地の改変に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、上水道等の取水地点及び森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された水源かん養保安林が、ほぼ全域に存在している。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変が行われるものとなっていることから、森林の伐採及び土砂の崩落や流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、ヤード、道路等の設計及び工法に関して更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り抑制すること。特に風力発電設備 T13 付近については、設置により相対的に大きな切土工及び盛土工が計画されていることから、土地の改変に伴う水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域内に住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果が、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討及び実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居へ、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、文化財保護法に基づく天然記念物に指定されているイヌワシの飛翔及び種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカ等の生息が複数確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺では、サシバ、ノスリ等の渡りの飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の

措置を講ずること。

- ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレードの目玉塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。